

広島市の未来を託す、あなたの一票 県議会議員一般選挙

問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎21188

任期満了による広島県議会議員一般選挙は、4月3日に告示され、4月12日に市内18カ所の投票所で、投票が行われます。

県議会議員の選挙は、市の選挙と同様に、私たちの身近な政治の代表者を選出するものです。候補者の政策をよく聞き、よく考えて投票するとともに、違反のない明るく正しい選挙を行いましょう。

選挙の日程

立候補受付

4月3日(金)

期日前投票

4月4日(土)～11日(土)

投票・開票

4月12日(日)

立候補予定者説明会

とき

3月13日(金) 13時30分～

ところ 県庁講堂

投票できる方

平成7年4月13日までに生まれた方で、平成27年4月2日現在大竹市の選挙人名簿に登録されている方です。

なお、県議会議員選挙の選挙権を持つ方が、大竹市から県内の他市町に住所を移した場合、その市町の選挙人名簿に登録されるまでは、大竹市に住んでいた住所地の投票所で投票できます。

ただし、この場合引き続き広島県内の区域内に住所を有することを証明する、証明書または住民票の写しが必要となります。大竹市ではこれらの証明書類は市民税務課(本庁)で発行します。詳しくは、市民税務課(☎2143)にお問い合わせください。

広島県外に住所を移された方は投票できません。

選挙のお知らせ

指定された投票所以外では投票ができません。選挙のお知らせ(はがき)で、投票時間や場所をお知らせします。事前にチェックして出かけましょう。

選挙のお知らせ(はがき)は4月3日ごろまでに郵便でお送りします。投票の際は、このはがきを忘れずにお持ちください。なお、市内転居などの住所整理は

3月24日現在で行います。3月25日以降に市内転居をした方には、旧住所あてに郵送しますので、旧住所の投票所で投票してください。

補者名を書けない場合は、投票所で係員に申し出てください。あなたに代わって、あなたの支持する候補者名を書きます。投票の秘密は固く守られます。

投票の方法

選挙人名簿との照合を受けると、投票用紙が交付されます。掲示してある候補者の中から一人の氏名を選んで書きましょう。後は、投票箱に投函するだけです。

視覚の障害のため点字で投票をしたいという場合は、係員に申し出て点字用の記載がある投票用紙を受け取ってください。簡易の点字器を用意しています。

代理投票・点字投票

心身の故障などで、投票用紙に候

即日開票

開票は、4月12日(日)21時から小公民館で行います。

投票所・投票時間

投票時間は原則として7時から20時までです。ただし、一部の投票区では投票時間が異なります。

投票区	建物の名称(所在地)	投票時間
1	前飯谷公民館(前飯谷)	7～19時
2	旧穂仁原小学校(穂仁原)	7～20時
3	木野集会所(木野1)	7～20時
4	コミュニティサロン元町(元町2)	7～20時
5	本町保育所(本町1)	7～20時
6	大竹会館1階第3研修室(本町1)	7～20時
7	栄公民館(西栄3)	7～20時
8	総合市民会館体育館卓球室(立戸1)	7～20時
9	大竹市役所1階休憩室(小方1)	7～20時
10	黒川会館(黒川1)	7～20時
11	阿多田漁村センター(阿多田)	7～19時
12	なかはま保育所(玖波4)	7～20時
13	コミュニティサロン玖波(玖波1)	7～20時
14	松ケ原集会所(松ケ原町)	7～19時
15	谷尻公民館(栗谷町奥谷尻)	8～16時
16	広原公民館(栗谷町広原)	7～18時
17	栗谷小学校ランチルーム(栗谷町小栗林)	7～19時
18	谷和集会所(栗谷町谷和)	8～16時

投票日に用事がある方は：期日前投票

投票日に、仕事や旅行などで投票に行けないときは、期日前投票を利用しましょう。

期日前投票所で、投票当日に行けない理由を申し立てた宣誓書を提出していただきます。それ以外は、当日の投票と同じです。

※ 選挙のお知らせ(はがき)裏面の宣誓書欄に事前に記入しておく、期日前投票がスムーズに行えます。

4月4日(土)～11日(土)

8時30分～20時

ところ 市役所2階会議室

不在者投票

指定の病院・老人ホームに入院などしている方は、その施設で投票することができます。不在者投票ができるか施設に確認して、投票用紙を請求してください。

また、他の市町村に出かけていて、投票当日も大竹市にいないという方は、滞在先の選挙管理委員会で投票することができます。当日不在であることを申し立てた宣誓書を、本人が大竹市選挙管理委

員会に直接または郵便で提出してください。指定の場所に投票用紙を書留で郵送します(受け取りに印鑑が必要)ので、滞在先の選挙管理委員会の事務日以外の日や勤務時間外は投票できません。ご注意ください。

※ 大竹市外での投票は、郵便を利用するため時間がかかります。問い合わせは、お早目に。

重い障害のある方は：郵便による投票

郵便等投票証明書をお持ち

の方は郵便による投票ができます。次の要件に該当する場合は、証明書の交付を申請できます。

① 身体障害者手帳

「両下肢、体幹、移動機能の障害は、1級、2級」

「心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害は、1級、3級」

「免疫、肝臓の障害は、1級、3級」

「両下肢、体幹の障害は、2級、3級」

「戦傷病者手帳」

「両下肢、体幹の障害は、特別項症、第2項症」

「心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓

の障害は、特別項症、第3項症」

③ 介護保険被保険者証

「要介護1」

また、郵便による投票ができる要件を満たし証明書を受けた方で、上肢・視覚の障害の程度が1級(身体障害者手帳の場合)で、自分では投票用紙への記載ができない場合は、併せて代理記載制度の申請もできます。

※ 郵便による投票の場合、投票用紙の請求は、4月8日(水)17時までです。証明書の交付を受けた上で請求してください。

広報おおたけ&市ホームページ



広告募集

問い合わせ 企画財政課 ☎2124

募集期間 4月～平成28年3月

※ 広報紙への掲載は5月号から平成28年4月号までとなります。

申し込み

広報紙は希望掲載月号の前々月末日まで(末日が土・日曜日、祝日の場合はその前の平日まで)に申込書を企画財政課へ。ホームページは随時受け付けています。広告原稿は、広告主の責任で作成してください。申込書は、市ホームページからダウンロードできます。

詳しくは、企画財政課へお問い合わせください。

広報紙

規格など

規格	色	広告料(1回当たり)	
		市内業者	市外業者
1号 縦10cm×横8.3cm	黒1色	30,000円	40,000円
2号 縦4.7cm×横8.3cm	黒1色	15,000円	20,000円
3号 縦4.7cm×横17cm	印刷用4色	50,000円	60,000円
4号 縦4.7cm×横8.3cm	印刷用4色	25,000円	30,000円

ホームページ

規格

○大きさ 縦60ピクセル×横120ピクセル

○形式

GIF(アニメーション不可)、JPEG、PNG

○容量 4kb以下

広告料(1月当たり)

1枠 10,000円

広告を同一年度内に継続して複数回または複数月掲載する場合は、割引があります。

- 3カ月～5カ月 5%割引
- 6カ月～8カ月 10%割引
- 9カ月～11カ月 15%割引
- 12カ月 20%割引